

**ご入園、ご進級おめでとうございます。**

あかねこども園では、お子様たちがいきいきと輝き、快適に過ごせるよう、看護師の至令、田中が職員たちと協力し合って健康管理を行ってまいります。お子様の心身の状態、言動などで気にかかることがあれば、お知らせ下さい。

以下、新年度に当たり、医務室と、薬と保険についてお話しします。

**【医務室ってどんなところ?】****①ケガの手当をします。**

園内、園庭などでの転倒、打撲、引っかき傷、出血などへの処置を行います。消毒薬や市販のお薬などは置いてありません。流水で洗い、絆創膏で処置するのみです。最低限の応急処置の範囲で行っています。必要な方は、ガーゼやテープ材など用意して、登園してください。また、テープかぶれなど、絆創膏の使用を避けたい方は職員までお申し出ください。医療処置が必要と思われる場合は、担任から保護者へ連絡させていただき、その後の対応についてご相談させていただきます。

**②体調不良児の対応をします。**

保育中、腹痛などの身体の痛みの訴えが続いている、発熱した、発疹が出た、下痢や嘔吐などの消化器症状がでた、などの理由で園での活動が困難だったり、感染症が疑われるお子様は基本的にはお迎えに来ていただき、医療機関受診などの対応をお願いしています。

お迎えに来られるまでの間の対応を看護師が行います。

**\*病児保育は行っておりません。**

**(病児保育は、白山市病児保育センターにて、  
行っています。事前の登録をおすすめします。)**

**【園でお預かりするお薬について】**

•基本、薬は1日2回朝、夕にして頂けるよう主治医にご相談下さい。

•相談して、1日2回にならなかった薬について園で内服してもらっています。やむをえず、お薬を預ける場合は、薬の依頼書(事務室と玄関靴箱の上にあります)とともに、必ずその日毎に1回分を看護師か職員に手渡しでお預けください。

•鞆の中に入ったままの薬は内服することはできません。

•市販薬はお預かりしません。

☆粉薬…薬の袋に日付、クラス、姓名(フルネーム)を記入して、薬剤情報書と共にお持ちください。

☆水薬…その日必要な分量だけを別容器へ入れて日付、クラス、姓名を記入して薬剤情報書と共にお持ちください。

☆塗り薬・点眼薬…薬剤情報書と、用法が記載されている薬袋ごとにお持ちください。園での点眼薬は、原則1回のみとなります。(右眼、左眼、両眼は、必ずご記入ください。無記入時は、点眼できません。)

☆座薬や、解熱薬、鎮痛剤はお預かりしません。

薬の依頼書記入見本です。(ご参考にお書きください。) **玄関靴箱の上にあります。**

薬 の 依 頼 書			
<b>見本</b>	令和7年4月5日		
下記の通り、私に代わり与薬をお願いします。 この与薬により、異常な事態が生じてもこども園への責任は問いません。			
	さくら 組	保護者氏名	山田 太郎
児 童 名	山田 花子		
医 院 名	こじま小児科医院	病院での処方日	令和7年4月4日
病 名	胃腸炎		
薬 の 種 類	・みず薬 (こな薬) ・塗り薬 ・点眼薬 (右目・左目・両目)		
薬の保管方法	(室温) ・冷蔵庫		
使用する日時	4月5日(金) ~		4月9日(火)
	昼食(前・後)		午前・午後 時頃
その他(注意事項等)	お茶に溶かして飲ませてください。など。		
受 付 者			
※保育教諭に薬と一緒にお渡しください。解熱剤、座薬、鎮痛剤、市販の薬はお預かりいたしません。 ※薬の袋や容器には日付、クラス、名前を記入してください。			

### 【保険について】

#### 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

・ケガでかかった医療費の額 1,000円以上(保険合計点数500点以上)が給付対象です。

該当する場合、市の児童医療費無料制度は使用せず、いったん医療機関窓口で医療費(自己負担2割)をお支払い下さい。(500点以下は対象外ですので、無料制度を利用して下さい。)

・必要な書類・・・「医療等の状況」をお渡ししますので、治療が全て終了した時点で医療機関に記入していただき、こども園へ提出してください。また、院外処方でお薬が出た場合は、同様に「調剤報酬明細書」をお渡ししますので、薬局に記入してもらい、園へ提出してください。

#### 損保ジャパン保育園総合保険制度

この保険は、スポーツ振興センターの給付制度を受ける場合も、その対象外であっても、利用できます。後日、手続きに必要な書類を封筒にてお渡しします。

通院日数などをご記入、署名、捺印し、園へ封筒のまま提出してください。

※受診した病院名、受診日などの情報が必要ですので、領収書または診察券を園へ提出してください。

コピーしてお返します。

※ご不明な点ありましたら事務所にお問い合わせください。